

民法（債権関係）の改正に関し、法制審議会民法（債権関係）部会が
とりまとめた「中間的な論点整理」についてのパブリックコメントの
募集実施を延期することを求める会長声明

平成21年10月、法務大臣は民法（債権関係）の改正に関する諮問をし、これを受けて設置された法制審議会民法（債権関係）部会では、同年11月から平成22年3月までの約1年半の間に、実に25回にわたる会議を重ね、精力的な検討が行われてきた。同部会では、部会での議論の到達点を「中間的な論点整理」としてとりまとめ、この4月から、パブリックコメントの手続を始める予定とされている。

民法は、私人間を規律する基本法として、国民にもっとも身近で重要な法律であることはいうまでもなく、110年の永きを経て、今日、その抜本的改正が検討されるに至ったことには高い意義がある。それゆえに、全国の法曹実務家もこの改正に強い関心を有しているのであり、当会としても、すでに2次にわたって意見書を公表してきたところである。

しかるに、本年3月11日、東北及び関東地方を、未曾有の大地震、津波及び原子力発電所の事故が襲った。既に約1か月が経過した現時点において、死者は既に万を超え、不明者は今なお万を超えており、事態の終息には全く目処が立たない状況下にある。

民法が、私人間の基本法である以上、その改正にあたっては、国民全体から広く真摯な意見が寄せられること及びそれらを踏まえて改正作業が進められることが必須であり、パブリックコメントは、そのための極めて重要な機会である。

しかしながら、未曾有の震災が発生した現状において、被災した国民がパブリックコメント募集に対する検討を行うことなど不可能であり、経済界、消費者団体及び労働団体などの各種団体も、震災対応が最優先となっている現状下では、パブリックコメントに対応することなどできるはずがないのであって、このような状況下でパブリックコメントを募集することは、事業者を含む国民から意見を聞かないことに等しい。

また、今は、事業者を含む国民全体が復興へ向けて尽力することが最優先課題であって、民法（債権関係）改正が震災対応に優先すべき課題でないことは明らかである。

さらに、岩手、宮城、福島各県の弁護士及び単位弁護士会は、自らが被災者であり、いかに民法（債権関係）改正が重要課題といえども、到底、パブリックコメントに応じられる状態にはない。のみならず、被災地域周辺さらには全国の単位弁護士会においても、現在の被災に対する対応が緊急かつ最重点の課題であり、今は、民法（債権関係）改正に対応するよりも、少しでも多くの支援を行うべく全力を尽くすべきときと考える。

よって、民法（債権関係）の改正に関し、法制審議会民法（債権関係）部会がとりまとめた「中間的な論点整理」についてのパブリックコメント募集実施を1年程度延期することを求める。

2011年（平成23年）4月8日
大阪弁護士会
会長 中本和洋